

平成 20 年第 2 回大台町議会定例会会議録（第 3 号）

1 . 招集の年月日

平成 20 年 6 月 17 日（火）

2 . 招集の場所

大台町議会議場

3 . 開 会

6 月 20 日（金）

4 . 応招議員

1 番 稲 葉 信 彦 君	2 番 上 岡 國 彦 君
3 番 堀 江 洋 子 君	4 番 中 谷 隆 司 君
5 番 小 野 恵 司 君	6 番 直 江 修 市 君
7 番 前 川 怜 君	8 番 中 西 康 雄 君
9 番 山 本 勝 征 君	10 番 大 西 慶 治 君
11 番 濱 井 初 男 君	12 番 前 田 正 勝 君
13 番 中 谷 治 之 君	14 番 廣 田 幸 照 君
15 番 森 本 泰 典 君	16 番 松 原 隆 之 助 君

5 . 不応招議員

な し

6 . 出席議員数

16 名

7 . 欠席議員

な し

8 . 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上 武義 君	副町長	余谷 道義 君
教育長	谷口 忠夫 君	総務課長兼財政調整課長	高西 立八 君
企画課長	東 久生 君	会計管理者	大瀬 恭信 君
住民課長	尾田 秀樹 君	福祉課長	鈴木 恒 君
税務課長	鈴木 好喜 君	建設課長	磯田 諄二 君
産業課長	寺添 幸男 君	生活環境課長	野呂 泰道 君

総合支所長 戸川 昌二 君 教育課長 上野 拓治 君

報徳病院事務長 尾上 薫 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中田 久壽陽君

同書記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

11番 濱 井 初 男 君 12番 前 田 正 勝 君

11. 議員提出の議案の題目

発議第3号 新たな過疎対策特別措置法の制定を求める意見書(案)について

発議第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)につい

て

12. 議事日程

日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第3 県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管 事務調査の件

日程第4 議案第36号 平成19年度 林道施設災害復旧事業 平成19年災 林道春日谷線災害

復旧工事(1号箇所・2号箇所)請負契約の変更について

日程第5 議案第37号 大台町過疎地域自立促進計画(後期計画)の一部変更について

日程第6 議案第38号 大台町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第39号 大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第40号 大台町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第41号 多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合規約の変更に関する協議につい

て

日程第10 議案第42号 平成20年度大台町一般会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第43号 平成20年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第44号 平成20年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)

(第3号の追加1)

日程第1 発議第3号 新たな過疎対策特別措置法の制定を求める意見書(案)について

(第3号の追加2)

日程第1 発議第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書意

(案)について

(午前 9時 00分)

再開の宣言

議長(中西 康雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成20年第2回大台町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長(中西 康雄君)

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第2「総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

県水力発電民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（中西 康雄君）

日程第3「県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議案第36号の質疑～採決

議長（中西 康雄君）

日程第4 議案第36号「平成19年度 林道施設災害復旧事業 平成19年災 林道春日谷線 災害復旧工事（1号箇所・2号箇所）請負契約の変更について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 36 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 37 号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第 5 議案第 37 号「大台町過疎地域自立促進計画後期計画の一部変更について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上岡議員。

2 番（上岡 國彦君）

過疎自立促進の変更の資料の 13 ページ、ここに明豆、天ヶ瀬、熊内橋梁委託が、現行は 21 年度に 5,000 万円の計画が上がってますが、変更後はこれがゼロになっております。ということは、この計画はこれで終わりということでございますか、それとなぜこうなったか、またはこの橋梁計画について可能性を見出す努力をしたか、お伺いいたします。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（磯田 諄二君）

建設課磯田でございます。ただいま上岡議員のほうから明豆、天ヶ瀬、熊内間の橋梁整備が前回は 21 年度で 5,000 万円という形で載っており、また今回は消えておるというご質問でございます。この件につきましてはですね、昨年 12 月の定例会の中でも質問があり、答弁はさせていただいたところではございますけども、既存の橋梁等、ただいま耐震補強等進めておりますし、また付け替えというものもございます。さらに 15m 未満の橋梁等も今年度は調査をやり、引き続きまたそういった事業にも着手していかなければならんということと。

御棟明豆間ですか、今し県道 422 号が工事やって、片側通行ということでご迷惑をおかけしているんですけども、あれが開通されれば今のところは、例えば孤立するというようなこともなくなるというようなことで、前回 12 月の定例会では答弁させていただきまして、その中で現時点では考えにくいという答弁をさせていただきましたので、今回この過疎計画のほうのこの 21 年度までのものについては省かせていただきました。今後どうなるかということですけども、一応道路の交付金事業の中では 20 年度から 24 年度の 5 ヶ年計画の中にも、今のところは上がっておりません。そのあとどうなるかというのは何とも言えないところですので、その辺のところはまた協議等していきながら、考え直させていただきたいというか、考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

議長（中西 康雄君）

上岡議員。

2番（上岡 國彦君）

私のその努力をしていただいたかということは、12月議会でも一般質問させていただきましたけども、その茂原熊内間を県道に昇格してもらって、県の負担で架けれる方法を模索してはどうかと、そういうふうな提言もさせてもらった経緯もあると思うんですけども、県への働きかけとか、そういうふうな手立てはしていただいたのか、また県からの回答はどうであったか、そういう努力をしていただいたかということ、質問させていただきたいんですけども。

それと、さきほど町長の一般質問のときの答弁でもございましたけども、その明豆御棟間の整備が終了すれば、安全が確保されるという答弁でございましたけども、私はあそこ早期に実現するように県への働きかけも、私たちしていくつもりでございますけども、何せあそこは地盤の軟弱なところであって、なぶったら絶対抜けるということ私は言いました。またその言うておる矢先に崩落事故もあまして、完全な通行止め期間もあり、当町営バスも代行運転で多額の出費もされたと、決してあそこの整備がされたから、安全であるということはいきれないと思うんですわ。

特に地元の人にもよく知ってみえると思うんですけども、地盤が軟弱であるということは、もう皆あそこの上のほうの山へ登っていきますと、すごく亀裂もあるんですわ。県のその危険箇所調査の結果が出てきたら、おそらくそういうことも出てくると思うんですけども、そういうことを認識されたうえで計画変更かお伺いいたします。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（磯田 諄二君）

その努力をしたかという話でございますけども、県への申請という形で正式的にやったわけではございませんで、口頭でその県のほうへ格上げをして管理をしていただければ有り難いなという話はしておりまして、今年度その県への申請等の事業については、もう当初でやっておったんですが、その中にはこの件につきましては、正式なというのですか、やっておりません。口頭でしか行っておりません。

で、その明豆御棟間の工事につきましても、県のほうへ問い合わせてみますと、工事のほうは順調に進捗はしているとは聞いております。ただ、ああいうふうな状況に陥ったもので、若干遅れたことは申し訳なく思っておるということなんですけども、その後、工法等の確定もしまして現在工事を進めておりますし、調査もやっておるということですので、何とか早期に、早期と言うたらおかしいんですけども、行けるんじゃないかというふうに言っておりますので、冒頭に述べましたように、この熊内天ヶ瀬間の橋梁については何度も言いますように、今の時点では考えていくということになっております。以上です。

議長（中西 康雄君）

上岡議員。

2番（上岡 國彦君）

最後ですけども、町長にお伺いいたします。

各4ヶ字から要望書も出ていると、架け替えの新宮川橋については何ら、その老朽化で架け替えの時期にきているということはよくわかります。また財政的にも新しい橋架けるということは大変難しい。しかし、こうして住民からの要望が出ている以上、この計画から削除していくような考え方で、さきほどから答弁いただきましたけども、町長としての考え方、その民意をどういうふうに見受け止めて、これからどういうふうにしていくのか、お願いいたします。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

12月議会でもお答えさせていただいたんですが、いわゆる天ヶ瀬地内の地滑り、これもう終息をしてまいります。ご案内のその明豆御棟間もですね、今のところ進捗が遅いというふうなことで、もう再三県との会合にはしょっちゅう言うておるようなことでもございますし、いろいろ大杉のあの災害の関連のこともあわせてですね、あその箇所についてはもういろんな要望を上げております。

そういうことで一刻も早くですね、やれというふうなことで話をさせていただいているようなことでもございます。先だって上岡さんと話をしていましたら、近いうちにまたそういう箇所もこの広域の関連から見ていただくというようなことでもございますんで、また側面から応援をいただきたいというふうに思うわけでございますが、そのときにお答えさせていただいたのはですね、もうやりませんということでお答えはしたつもりはないんです。ただ、そちらのほうで対応できるではないかというようなことでの話でもございますんで、非常にその通行量、あるいは効果等々ですね、非常に厳しい部分があるんじゃないかというふうなことでもございます。

その民意というふうなことで、当然あの災害時の状況を受けてですね、よくわかります。あちらで上へ行っても、下へ行っても行くところがなかったというふうなことで一時孤立状態と、こういったようなことでもございます。そういうことでそのときとしてはそうであったんですが、言わばですね、その天ヶ瀬地内の安全度ももう高まってくるというようなことでもございますし、また今の御棟間のところもですね、この20年度予算で県としてはやろうということによっております。ただ20年度中にできるかとなったら、それは工事の進捗具合もあるんでしょうけども、繰り越して21年度でというような意味合いの話も出てきております。

そういうことで追々できてくるわけなんでございます。ただ、ご指摘いただきましたように、地滑りの部分もございますし、山にも亀裂があるというようなことでもございます。それはそれとして調査またしていただかんらんというふうに思うんですが、実はあその金毘羅というところなんですけ

ど、金毘羅だけではなしにですね、その山に亀裂が入っているところというのは多数あると思うんですね。そういう中で公共施設、あるいは人家、そういったようなところに影響の及ぼすような流域、そういったようなものもっと抽出せえということで、建設室のほうなんです、室長のほうに指示はさせていただきます。

そこら辺の中で重要な部分をまずは手を付けていって、21年度から事業ができるような形で事を進めよというようなことで、話をさせていただいているようなところでもございます。あれやこれやとご心配をおかけしているところでもございますけども、今後この、とりわけその金毘羅の整備については当然急を要するというようなことでもございますんで、これについては大変急がんなんということを思っているところでもございます。

そのうえでですね、本当にその必要性がどうなのかということでございます。その県道に昇格するというふうなことにご意見もいただいたところでございますが、県道に昇格するというふうな思いはわかるんですが、思いは思いとしてこれはなかなか県がそれをですね、そうですか、それやったらそうしょうかというふうなことにならない。これまで今の天ヶ瀬地内の整備計画も立てて、ずっとその延長として上がってきているというふうなことで、天ヶ瀬地内のルートの設定もほぼ決まってきたようでもございます。そういう中で動いてきているという、そういう最中にもう一本向かへ向いて県道面倒みよさという、そんなような話にはもうなっていないというふうな、これはおよそそういうことが理解できるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。大変この部分については厳しいところがあるだろうというふうに思います。

ただ、その熊内間の架橋については、またこれは考えさせてはいただきます。しかし、必然性なり必要性というのは本当にどうなのかというふうなことを考えますと、やや薄れてきておるのではないかと、そういう思いをいたしているところでございます。この計画の中にゼロというふうな形で上がってきております。ただこれはもうやりませんということではなしに、先送りはさせていただかんらんと、こういうような状況でございますんで、その点はひとつご理解いただきたいというふうに思います。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

山本議員。

9 番（山本 勝征君）

18 ページの消防施設のところで耐震性防火用水槽ですか、これが 12 基が変更で 4 基になっておると、それからその他のところで、非常用浄水器購入 6 台が 4 台になっておるんですけども、これは減になった理由は何なのか、それからどこに設置する予定なんか、まずそれをお聞きしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

失礼します。防火用水槽の件でございますけども、4 基になって 21 年度で 800 万円ということでございます。18 年度、19 年度で 3 基、3 基とつくっております。ただ今年度 20 年度につきましては、今のところ要望はなかったということで計上してはおりませんけども、21 年度で 2 基ということで、合計 8 基でございます。

この 4 基というのは減になった数字が上がってしまったのかなというふうに、考えておるわけでございますけども、12 基が 8 基ということでございます。えらい大変申し訳ございません。4 基というのはひょっとしたら減った分を上げてしまったのかなというふうに考えております。

次に、防火用の浄水器のほうの件でございます。6 器から 4 器ということでございます。当初 6 器というのが各地区に 1 つずつ設置をしたいというふうに考えて 6 器といたしておりましたが、浄水器につきましては町のほうで保管をして、いざとなったときに持っていくということで、役場保管ということにしましたので、4 器ということで 2 器減らせていただいております。保管は一応役場のほうで保管してその都度持っていくという方法に変えました。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

山本議員。

9番（山本 勝征君）

その防火用水減が4基、ちょっと数字がずさんと違うんかさと思うんですけどね。その辺のとききちっとしないといかんのと違うんかと思うんですけども。

それから、その役場のほうで非常用浄水器6が4で役場のほうで保管するから4台にしたということですが、それで十分対応、非常時のときに十分対応できるんかどうか、その辺のところです。

それと、もう1つお聞きしたいんですけども防火用水、私、下真手の地域総合センターへ向いて防火用水昨年度ですか、できたのを工事を見に行っていたんですが、コンクリート打ってないわけですよ。コンクリートその生打ちしてないように思うんですけども、そこでその以前のですね、防火用水は耐震性になっておるんかどうか、その辺のそこ、これわざわざ耐震性防火用水というふうになっておるんですけども、以前のは耐震性になっておるのかどうか、各字につくってある、地震が来たら割れて底から漏れて、底だけではないんですけども、側壁から割れて水が漏れていくとか、そういうことはあれへんのかどうか、その辺のそこはどんなんですか。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

すみません。さきほど1つ言い忘れましたが、防火用水槽の予定地でございますけども、まず今、ご要望いただいておりますのは、泉地区と上菅地区でございます。ほかに神瀬とか久豆とかいう

ふうに要望は聞いております。

さきほどの耐震性の件でございますけども、今現在防火用水槽につきましては40・から60・というのが230基ございます。また以前つくった小さいやつですけど、20・から40・というのが52というふうな現在の数でございます。今ご質問の耐震性という話でございますけども、今ちょっとそれを手元にはございませんけども、かなり古いのもございます。そういうものを新しく土地の問題もござい
ますけども古いやつを、今現在新しく今の基準に合う40・級の耐震性のものに、今変更をしつつある
ところでございます。

それとさきほど4基の件でございますけども、大変申し訳ございません。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

大西議員。

10番（大西 慶治君）

16ページのことです。ちょっとお伺いいたします。

この中にですね、町まるごと博物館整備事業というのがありまして、当初300万円、20年度、21
年度でということでしたけども、変更後は20年度がなくなって21年度、そして150万円ですか、こ
の町まるごと博物館整備事業というのは、どういう事業なのか、またどうしてこの20年度がなく、22
年度とかそういうところへいくんかわかりませんが、何で20年度がなくなったのか、お伺いいたします。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

大西議員の町まるごと博物館整備事業につきまして、ご説明させていただきます。

これは基本的に今各地でやられている地元学の最終的な形ですね、こういうものを最終的な形として表現したいというふうな思いの中で、事業を進めていきたいと思っております。基本的にはソフト事業でございますが、そのまだ過程にあるということで、今年も予定といたしまして佐原地区であったり、川添地区のほうで地元学をしながら、地元の良いもの探しをしていくということを県の職員、市町村職員でやっていきます。多気町の職員も加わる予定でございますので、そういうものが少し遅れているということで、下げさせていただきました。

具体的に町まるごと博物館がどのような形になるんかというのは、まだまだ構想段階でございますので、もう少し煮詰めてからご報告させていただきたいと思っております。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかに、廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

18ページでございますが、6 その他の下のほうで避難所整備というのがございます。20年度に3,000万円、21年度に3,500万円置いてあるわけですが、それが変更後は置いてございません。この20年度、21年度の整備はどこをする予定であったのかをお聞かせいただきたい。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

避難所の整備でございますけども、今この避難所の整備につきましては20年、21年度ですか3,000万円、3,500万円ということで当初計画しておりましたが、今回はございません。今、ちょっと勉強不足で大変申し訳ございません。どこをするのかというのをちょっと今忘れまして、また後刻報告させていただきます。大変失礼します。

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

場所が特定できないので、質問がちょっとしにくいんですけども、1つはですね、その設置するについて20年度、21年度にこういう計画を置いたには、ある程度その設置する地区のですね、了解等も取り付けてのうえのことだと思っております。それをきちっとですね、もう事業計画ございませんよという説明をしたのかどうかということ、それからこの21年度までにはもう計画がないわけで、避難所というものは十分整備されたとお考えなのかどうか、この2点です。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

すみません。避難所は今十分整備されたかということでございますけども、先日の一般質問にもございましたように、いろいろ避難所につきましても耐震がどうなっておるかとかということで、大変心配な部分がございます。現在、町が避難所として指定しておりますのは60箇所でございます。そのうち耐震等整備されているのが約10箇所程度でございます。各集会所等避難所等になっておるわけでございますけども、ここにつきましては今後耐震をしていくのか、また今後どうしていくのか、避難所の指定につきましても今後見直さなければいけないと、こんなふうに考えております。そういうことで今後これについて十分検討していきたいとこんなふうに考えております。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午前 9時 27分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前 9時 28分）

議長（中西 康雄君）

答弁漏れについての答弁を求めます。

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

2箇所の件でございます。大変申し訳ございませんでした。宮川地区に2箇所ございます。そ

うことで当初大台町地内に場所を指定せず、まず2箇所、大台町地内にも2箇所つくろうかというような計画で上げさせていただいたことをごさいます。しかしながら、グリーンプラザ等がごさいますので、一応今回は見直しということで下げさせていただいておることをごさいます。

したがいまして、地元のほうにはまだ話をしてごさいますので、その辺の説明はしてごさいます。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかにごさいますか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

11ページ、これは10ページからですね交通通信体系の整備という区分の内容のもので、具体的には道路改良がずっと12ページまで出ておるんですけども、その過疎の起債対象になる道路の企画につきましては、幅員は4m以上というふうに説明受けたんですけども、この計画に上がっています道路の幅員は全部3mとかですね、3m60とかいう幅員なんですね。これでは当然起債対象にならんとおるんですけども、過疎事業で進めていこうというふうに考えておるのであれば、この幅員は対象となる幅員とすべきではないかというふうに思おるんですけども、この点について伺います。

それから17ページ、これは昨日一昨日の一般質問でも触れましたんですけども、大台町簡易水道統合整備ということで、21年度の事業計画上がっております。これは事業を起こすにあたって、事業の許認可に必要な経費というようなことのおるんですけども、これとても論議しておりますように21年度私は無理だと思おるんですけども、当局としては21年度予算執行ということで考えておられるのか、伺います。

それから23ページ、これは総計でありまして、提案理由の説明におきまして、2割以上の変更があった場合、県との協議が必要ということで、この変更前の概算事業費と変更後の事業費で3億2,000万円ぐらいですか、そうすると3割近くの変更額になってくるものと思おまして、説明のように県との協議を済まされたということでありまして、いろいろこの事業の見直しも求められておる時期に、

変更前より3億円もですね事業費が増えておるといふ計画については、いかがなものかというふう
思うんですけども、その点につきましても説明を受けます。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

まず1点目の幅員3mの事業が載っておるといふ話でございます。直江議員ご指摘の4mがこの起
債対象ということでございますが、あくまでも計画ということで、実施計画実際やるなかでですね、
幅員等が増えた場合に起債の対象に入れたいということから、多少規格以内のものでもですね入れた
というところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

本来、この過疎計画はですね、過疎対策事業債の対象になる、ならないは別として、今のその町の
総合計画と同じように、総合計画はいろんなもの細かいものまで上がりますけども、いわゆる起債対
象になる一般単独事業になるもの、いわゆるハードをですね、これが主体になりながら上がってく
ると、こういうものでございます。

したがって、言わばその町なりの全体的な各分野のいろんな事業を総括して上がってくるというの

が、これ過疎計画でございます。ですんで、4 m以上、未満とかいうふうなことでなくて、その地域でどれだけの事業が実施されたんかという、そこら辺を明らかにしていく、こういうことでございますので、その中で起債対象になるものは過疎なり辺地なりいろんな・・なりとか、いろんなものを活用しながらやっていかならんと、こういうふうなことでございます。お願いします。

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

生活環境課長（野呂 泰道君）

17 ページ、2 点目の大台町の簡易水道統合整備に 2,300 万円を計上していることについてでございます。今後大台地区の 7 簡易水道に対しまして、議会及び住民の皆様にご理解いただきながら進めたいと考えております。そのために統合に向けての認可変更を作成するための費用でございます。

また、現在の簡易水道事業を今後国補事業をいただくにつきましては、上水道に変更していくために認可を変えていかなければならないという作業がございますので、その経費に使用していくために実施させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

3 点目の変更額が大き過ぎるというようなご趣旨の質問であったかと思えます。言われればそうかもわからないと言うんか、計画がしっかりしてないかというような、悪く言えばとれるかもわかりま

せんけれども、地域住民のご要望なり社会の情勢なり、そういったもので仕方ないというふうなことで、皆さんのご要望にできるだけお応えしたいという中での変更であって、計画云々がその多少こう不確定ということではなしに、積極的にその町民のご要望にお応えするように計画したということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（中西 康雄君）

直江議員。

6番（直江 修市君）

今、道路の幅員の問題ですけども、町長の説明のように一応改良事業を全部網羅せずしておく、その中で現況いろんな事情から3m、あるいは3m60ぐらいの幅員の道路であっても、これ4mに改良できる条件が整えば起債対象となり改良していくと、現地の状況が3mしか引き続く改善についてもできんところは、もうこれは起債対象の事業やなしに、他の有利なあれで事業進めていくと、こういうことで理解してよろしいですね。

で、具体的に、後ほどの補正予算の審査でも出てくるんですけども、町道神瀬宮之浦線踏切道新設工事ですね、これは計画の11ページの下のほうに神瀬宮之浦線改良L100、W3.6ということで1億2,000万円からの事業を20、21と実施するという計画なんですけども、この道路改良につきましては、担当課のほうでお聞きしますと、来年度4mの幅員確保のうえ、過疎事業として進めていける見通しが出てきたということでありまして。そのように一応ここには3.6となっておりますけれども、もう来年度ですね4m以上の幅員をもって過疎事業で進めていくというようなことが、担当課のほうではこの補正で測量設計委託を計上して、21年度にこれ備えていくということですね。

そういうように具体的になっている中で、この計画見直しのときに、なぜその担当課との話の調整において、計画そのものを4mあとでしていくというようなことをしないのかということなんです。ですから、過疎で道路改良していくということであれば、できればその4m以上でやっていきたいというふうな計画が、本来は計画やないかと思うんですね。諸般の事情で4m確保できんだら、これはもう過疎対象ならんわけですから、というふうな形になるわけで、やはり幅員4mというふうな理想

をこう追う姿勢が私はこういう計画には必要ではないかというように思うんですけども、改めて伺います。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（磯田 諄二君）

直江議員ご質問の、この神瀬宮之浦線の踏切道の改良工事なんですけども、これ今回その変更の中では上がっておりませんで、これは2月中の過疎計画でございまして、JRとの交渉の中で本決まりになってきましたのが3月末となってきましたので、まずこの時点で変更のところで上がってきておりません。その事業費等ですけども。

そのあとですね、急に話が進展しまして直江議員が言われたように、21年度で本体工事のほうもできるというふうな見通しを立てていただきましたので、今回20年度では概略設計を当初に上げておりました、また今回の補正では詳細設計なり、電気関係の設計等を計上させて、今のところさせていただいているところですけども、この申請の中におきましてですね、交付金事業に何とか載せていきたいというふうに考えておりますし、またその交付金事業のほうは補助率のほうも10%ほど上がりました。その残はと言いますと、当然起債ということを考えていかななくてはならないと思っておりますので、これは今回設計の中におきましてですね、延長100m以上で踏切幅員を4mというふうにJRのほうにも申し込んで、申請をして了解をいただいておりますので、幅員4m以上、なおかつ延長100m以上というふうに持っていきたいと、そんなふうに考えております。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

前川議員。

7番（前川 怜君）

15 ページの新田線排水改良、これ変更前はゼロで、今回追加で1,000万円上がってますが、これは場所どこなのか、ちょっと教えていただきたいということと。

それから21ページの公民館、集会所施設体育施設等の中でですね、公民館が荻原公民館なり日進公民館、中央公民館の耐震診断及び耐震設計委託というのが、変更前もゼロであり、変更後もゼロです。その下の公民館耐震診断委託ですか、3箇所、これは上と関係があるのかどうか。

それとですね、それで変更前が340万円みておったのが、今回ゼロということになっております。例えば荻原、日進、中央という公民館、他の地域の集会所等も含めて、その辺の耐震診断もしているかどうか。

それと、特にですね荻原については私あんまり認識ないんで申し訳ないんですけども、日進公民館については学童保育もやっております。それであそこの使用頻度が非常に高い、老人から小学校、幼稚園、保育所、そういう幼児から老人に至る層があそこを拠点にして、グリーンプラザもありますけれども、かなり利用頻度が高い、これおそらく皆さん認識をされておると思います。そういう面から考えると、当然その地区の避難場所にもなっておると思います。

したがって、そういうこととあわせて中央公民館については、あそこはもう、あそこも比較的頻度もありますので、そういう面を考えたときに、当然ここへ上がってきてもいいんじゃないかなというように思いますので、その辺の見解をひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

建設課長。

建設課長（磯田 諄二君）

まず15ページの新田線排水改良はどこかということですが、これは場所は進展協和中学校

とか、グリーンプラザという施設があるんですけども、そこから南側あたりの茶園のあたりでございます。2軒の民家があるんですが、その辺がすり鉢状になっていて、大変排水が悪くて民家のほうへ向いて入ってくるというようなことでございます。

今回、建設課といたしましても、すでに調査というのですか、縦断等高さを測ってきまして、どういふふうにすれば一番いいんだろうなということで、調査をもうしてきました。ある程度の検討をつけておりましてですね、じゃそれでは来年度、かなり事業費かかかると思います。地元の協力等も必要となってきますので、来年度少し大きめの金額は載せておるんですけども、それにかかる費用でございます。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

教育委員会でございます。さきほどの公民館の耐震の関係ですけども、変更前の各荻原、日進、中央公民館と、それをまとめたものが下の3箇所です。340万円変更前ですね。それでまとめたものが1つに上げたわけなんですけども、変更後に消えたということに関しましては、20年度予定しておったんですけども公民館及び就業センター、ほかにも各施設がございますので、それらを含めて本当に耐震診断をへるべきか、それともまたほかの方法考えるかということで、一応検討ということで保留になりましたので、一応この変更でいかさせていただきました。

議長（中西 康雄君）

ほかにありますか。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

2点お伺いします。18ページなのですが、紀勢地区広域消防組合負担金ということで、変更前はゼロだったんですが、変更後追加ということになってますが、これは計画に載せ忘れていたということと理解をしいいんでしょうか。

それと2点目ですが21ページ、教育の振興ということでスクールバス、ポートということで変更前が20年、21年、1,500万円、1,500万円が、変更後は1,644万9,000円と1,660万円ということになっているんですが、22年度は大台中、今年度スクールバス買い換えということになってますけれど、またこの21年度もこの大台中に55人乗のバスということになると思うんですが、計画からいくと、この21年度に計画をされているそのバスというのは、協和中学校が統合をするという見込みで、来年の21年3月で解消ということで、その統合するということで、協和中学校区の生徒を載せるスクールバスのことと理解してよろしいんでしょうか。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

18ページの紀勢地区広域消防組合の負担金でございます。今回20年度につきましては消防のほう
が救助工作車の2,300万円、また災害対応の特別救急車を670万円を買っていただくということになりました。これにつきましては今回これが過疎債が適用されるということで、計上させていただきました。議員ご指摘のように上がってなかったというのは、確かに計上漏れということになるかとは思
います。

また、21年度約3,000万円に上げさせてもらいましたのが、今までどおりの負担金という形になる
と思いますけども、これにつきましてはこの上のほうにR D Fですか、ごみ処理とかし尿のほうも上げ
てあります。そういう関係上、今回特にこの工作車が過疎債になったことによって、上げやさせてい

ただいたわけなんですけども、それと同時にほかの組合さんと同じように次年度についても上げさせていただきました。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

21 ページの大台町スクールバスの関係なんですけども、20 年度につきましては現大台中学校のスクールバスを予算を認めていただきました。この 21 年度につきましては議員おっしゃるとおり協和中学校がもし統合した場合には、スクールバスが 1 台要るということで、今年度はいろいろと努力しているかなあかんですけども、今後継続して地域住民の方々と統合に向けての話し合いをしていくということで、一応 21 年度ですけどもスクールバスとして計上させていただきました。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 37 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

議長 (中西 康雄君)

しばらく休憩します。

再開は 10 時ちょうどといたします。

(午前 9 時 51 分)

議長 (中西 康雄君)

休憩前に引き続き会議を行います。

(午前 10 時 00 分)

議案第 38 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 6 議案第 38 号「大台町監査委員条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決

を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 38 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 39 号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第 7 議案第 39 号「大台町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」の

質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

堀江議員。

3番(堀江 洋子君)

議案第39号に反対をいたします。

提案説明におきましては、生活上当然必要ということで、入院時食事療養費を削るという提案説明がございましたが、私は福祉の後退だと考えますので、反対をいたします。

議長(中西 康雄君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

ありませんか、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 40 号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第 8 議案第 40 号「大台町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 40 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議案第41号の質疑～採決

議長(中西 康雄君)

日程第9 議案第41号「多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合規約の変更に関する協議について」
の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手多数です。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 42 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 10 議案第 42 号「平成 20 年度大台町一般会計補正予算 (第 2 号) 」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本議員。

9 番 (山本 勝征君)

7 ページの 16 款寄附金、これ当初予算見ますと一般寄附金になっておるんですけども、それが補正ではふるさと納税寄附金になっておるんですけども、こうした理由ですね、それからふるさと納税のその制度、それから町の対応はどういうふうにする予定なんか、このことにまず 1 点ききたいと思います。

もう 1 点、17 ページ、農業振興費で提案のときに聞いたんかもわからん。ちょっと聞き漏らしたんかもわからんですけども、野生日本猿被害対策調査員の賃金であるとか有害鳥獣委託料、これ減額、それから備品購入も減額、そして大台町獣害対策協議会負担金が 95 万 5,000 円というふうになっておるんですけども、この協議会にした理由、それから協議会の性質ですね、そういうようなとこちょっ

とお聞きしたいと思います。以上2点。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

7ページの16款寄附金でございます。ふるさと納税寄附金ということで、これは確かに当初予算は一般寄附金ということで、一般寄附金のみ上がってございました。ふるさと納税寄附金の制度ができて、よりわかりやすく一般寄附金の中へ入れるのでも、ふるさと納税としてわかりやすくするために、目をつくったところでございます。

また、ふるさと納税の制度でございますけども、これは今回の専決のほうで承認いただきました税の改正の中でございますけども、自分がふるさと、ふるさとというのはどこでも構いませんのやけども、どこの市町村でも構いません。そこへ寄附したいということになればそこへできるということで、5,000円は自分持ちというんですか、税の控除になるわけですけども、それをもって寄附ができるということで、当町につきましてもできるだけこの寄附金をいただきたいなというふうに考えております。

寄附金につきましては一般財源ということになりますんで、税としての収入じゃなしに、一般財源として受けられることによりますので、大変いい財源になるというふうに考えております。上限が1割というふうなこともございますので、そう大きな額にはならないかなというふうなことも考えております。地元へ納めておる税の1割が限度ということで、どんだけしていただくのは結構ですけども、この対象になるのは限度額があるということなので、あんまり大きな額にはならないのかなというふうにも考えております。

また、町の対応でございますけども、現在庁舎内で検討委員会を設置してございます。この中でいろいろ検討しているところでございます。寄附金を募るにやはり寄附金の用途を明確にしたほうが集めやすいとか、他所の町村におきましてはさきほど言いました自分持ちのある5,000円分を物産品とか、そういうもので還元しておる市町村もあるそうでございます。当町としてはお礼状とか、広報誌

とか、いろんなイベント案内等を送らせていただき、そんな中で対応していったらどうかと、今現在それを検討中でございます。

ホームページでございますんやけども、これは大変遅れていて申し訳ございませんのやけど、もう近日中立ち上げる予定でございます。ただ今回のホームページ立ち上げにつきましても、一応ご案内程度になるかと思えます。内容につきましてはまだまだ不十分とは思いますので、とりあえずご案内申し上げ、今後は充実していきたいとこんなふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

農業振興費の全体の中で減額、あるいはプラス補正ということにつきまして、全体的な流れをご説明させていただきます。

今回、こういう形の補正をさせていただきましたのは、昨年暮れに鳥獣害防止総合対策事業が始まりまして、その事業を受けまして今年度の当初、4月にですね町といたしましては、大台町の鳥獣被害防止計画を立てる。それと同時に、それを審議していくために大台町獣害対策協議会をつくってまいりました。このときの補正につきましては、この事業を受けるためのものでございまして、協議会が事業主体となって今後獣害対策をやっていくという話になりました。賃金の43万2,000円の減額、委託料の130万円の減額、備品購入費の92万3,000円の減額、これはすべて協議会のほうに振らせていただきます。

それで国のほうから直接ソフト事業といたしまして、上限でございますが100%の補助金で200万円いただきます。これは県・町と通らずに直接協議会に入ります。その差額分をまずここに65万5,000円でございます。それとこの予算には上がってきませんが、協議会が事業主体ということで、追加で防護柵の要望があった本田木屋につきまして120万円ほど予定をしております。その町の負担金30万円、これを足していただきますと、大台町獣害対策協議会負担金の95万5,000円となりまして、そ

のようなことで大きく今回補正をさせていただきました。

それから、この協議会の性格でございますが、今までも地域の皆様にいるいろいろのお声をいただきながら獣害対策を行政が主体となってやってきてまいりましたが、もう少し一歩進んだ形ですね、農業委員会の委員長様であったり、区長からの代表の方であったり、林業関係者の方であったり、多くの方々にご参画いただいて、もう少し大台町全体でものごとを考えていくという、組織母体という形でこの協議会が中心に獣害対策していきたいという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中西 康雄君）

山本議員。

9番（山本 勝征君）

そのふるさと納税寄附金について、もう少し聞きたいんですけども、その今、検討委員会を立ち上げて検討しているということですけども、今、総務課長の話やのご案内程度ということという話があったんですけども、積極的にやらない理由をですね、なぜ積極的にご案内程度のお茶濁した程度にするんか、それでええのかどうかということですね。体制は整っていかないからそうやってするんか、その辺のところですね、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

それから、その対象人数これは結局大台町から外へ出ている人ということですか。大台町で生れ育って外へ出たと、その人らが大台町へ寄附をする。そういう理解でええんかということ、確認なんですけども。

それからもう1つ、こんな寄附もらうのに条例、大台町としての条例は必要ないんか、その辺のところもう一回確認したいと思ひます。

それともう1点ですね、例えば寄附していただく人に入金方法なんか、どげにする。それは検討中ということなんかどうか、それですね。ふるさと納税についてはそれを聞きたいと思ひます。

それから獣害対策協議会については、これ今説明受けたんですけども、例えば協議会ならば、その委員さんも必要だと思ひますけども、委員さんは今言ったように農業関係の人とか、林業関係の人、

そういう人に委嘱するんかどうか、そういうような組織をきちっとするんかどうかですね。

それから、そうすると例えば調査員の賃金なんか、その協議会の中から出していくんかどうか等ですね、その辺のともう少し細かく協議会についてわかっておるんやったら、答弁願いたいと思います。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

失礼します。大変申し訳ございません。さきほどご案内程度で申し上げましたのは、ホームページに一旦立ち上げるホームページの内容がご案内程度に、一旦なるかというふうに考えております。そのあと寄附金の使い道、用途等とかいろんなことをまた整理しまして、制度を十分生かしながら、ホームページにつきましては制度を充実していきたいと、内容を充実していきたいということで、一番初めに立ち上げるのはご案内程度のホームページになるかというふうに答弁をさせていただきました。

さきほども言いましたように、この料金につきましては一般財源ということでございますので、できるだけ多くの方からいただきたいというふうに考えております。

それで、次に対象ですけども、今回これが当初は確かにそういう生れ育ったとか、卒業したとか言われておりましたけども、このふるさとというのは心のふるさとですか、もうどこでもいいというふうになりましたんで、誰でもいいということで、我々もどこの町村へしてもいいということでございます。もう誰でもいいということでございます。

それから入金方法でございますけども、今のところ入金には銀行とか郵便局ですか、そういうほうで今考えております。ご案内しているいろいろ、現に今も申し込みしていただいている方もございます。そういう方には書類を送付いたしまして、そして送っていただきたいと、そういう手順を早くホームページで立ち上げたいと今考えております。

それから条例の件でございます。このふるさと納税で何を絞るか、基金というふうに、基金をつくったり何かにする場合は条例が必要になってくるのでございます。ただ一般的に現在当町のように寄附金として受けておる間は、この条例というのは必要ございません。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

さきほどの2つの質問にお答えさせていただきます。組織的なものでございますが、もっと詳しいということでございましたので、大台町獣害対策協議会の構成メンバーでございますが、会長が副町長でございます。当然事務局は産業課のほうでやらさせていただきます。メンバーといたしましては区長会の代表、それから農業委員会の代表、猟友会の代表、それから獣害対策をしっかりといただいております滝広地区からお一人、それからサルトコネットの代表者の方、それから林業関係者の代表者の方、それと県の今までお付き合いさせていただきました関係機関、並びにただ獣害対策だけではなく、利活用も考えていきたいというふうなこと、当然、この国の事業の中でも利活用をしていくなさというところがございますので、商工会が入っております。

それで、これがですね副町長になっていただいておりますのは、非常に公金を扱う重たい協議会でございますので、当然副町長が会長、それから役場が事務局という形で言わせていただきます。

それから、その中で当然、さきほどご質問いただいた賃金でマイナスをさせていただいておりますが、こういうものも当然この協議会の中からすべてお支払いさせていただきます。特に今回ですね、この新しい事業等私どもの当初予算等とどうしても上手くいかない部分がございます、来年度以降はこの協議会の中でどのような予算を組むかということも含めてですね、当然検討させていただくという組織にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（中西 康雄君）

総務課長。

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

さきほどの答弁の中で、税の控除の限度額を私 10%と申し上げましたけども、30%が限度額でございますので、訂正させていただきます。すみません。総所得の 30%でございますので、訂正させていただきます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

廣田議員。

14 番（廣田 幸照君）

8 ページのですね、私聞き漏らしたと思うんですが、19 款諸収入、雑入でコミュニティ助成事業と、助成金 170 万円が入っておりますけども、どういう事業であるか説明いただきたいということと、これをどういうところに歳出をしているのかということ。

もう 1 点は、さきほどの日本猿の被害対策調査員の賃金が、獣害対策協議会のほうから支払われるようになったということで、減額をされているわけですけども、前々からですね野生日本猿のこの調査員の、言わば実際の農業、あるいは林業に対する現場に対するですね報告と言いますか、そういうものがないんだけど、それはどういうふうな形でやっていただけるのかということ。

さきほどの産業課長の説明で、捕獲した獣を有用活用と利活用ということを言われましたが、どうしているのか、お伺いいたします。

議長（中西 康雄君）

企画課長。

企画課長（東 久生君）

すみません。1点目のコミュニティ事業のご説明をさせていただきます。この事業につきましては財団法人自治総合センターが、宝くじの普及交付事業として受託事業で、財源的な収入がございまして、それを各自治体にコミュニティ活動に助成するというこの事業でございます。この助成事業につきましては一般コミュニティ事業とか、緑化推進とか自主防災とか、青少年健全育成とか、そういったもろもろの事業がございまして、今回一般コミュニティ事業で産業課が予算組んでおりますテナトでありますとか、ハンドフリーマイク等々予算を組んでおりますことと。

もう1つは、緑化推進コミュニティということで、苗木の購入ということでシャクナゲの苗木を購入ということで、今回予算のほうで19ページの5款農業水産業費、3項山村振興費の1山村振興推進費の中ですね。苗木につきましては16の原材料費51万3,000円でございますが、補助金としては50万円、それから18の備品購入費として223万円でございますが、補助金としては220万円入ってくる予定でございます。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

廣田議員の獣害関係のご質問にお答えさせていただきます。野生日本猿の関係で調査いただいた調査報告の件でございますが、当然これにつきましては役場の産業課のほうにすべて報告いただいて、それに従って賃金を払わさせていただいておるということでございます。

これにつきましてもいろいろ議論ございまして、抜本的な対策になってないというふうな意見も多々いただきます。獣害自身が非常に難しい対策事業でございまして、いろんなものを手探りの状態で行っていくということでございますので、こちら辺の考え方も今後この協議会のほうで十分議論させて

いただきたいと思います。

それから、捕獲したものの有効利用といたしまして、まだ協議会の中では具体的な議論はさせていただいておりません。しかしながら、大紀町と大台町の商工会の中で、一度だけでございますが、鹿肉の有効利用ということを考えております。これは県のほうからもいろいろお声かけがございまして、ジブエ料理と言いますか、フランスの野生肉を使ったいわゆる生肉の料理なんでございますが、そういうものを大台町と大紀町の中に飲食店業者さんが使っていただくことによってですね、ジブエ街道みたいな構想を県は考えておるんやということはいたできてます。その話は一応大紀と大台の役場並びに商工会は共有はしておりますが、どうしていくかということは、まだ具体的なことに至っておりません。そのようなことでございますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

14番（廣田 幸照君）

ちょっと産業課長の1点目はピントが外れておるんですが、野生日本猿の調査員が、結局その野生日本猿の群れが回ってきたよというのをですな、農業者、あるいは地区住民に知らせることがあまり今までもなされていないように思うんです。そういうのをどうするかという質問でございます。

それから2点目のその捕獲した害獣の活用ということで、さきほどの話聞きましたが、先般も猟友会の会員と少し話しましたら、鹿いくらでも捕るんだけどなと、しかし、捕ったあとが困るんだと、大きなやつやともう重機持って行って穴掘って埋めてしまわんならんと、町が全部引き取ってくれるというのやったら撃つけどなという話なんです。計画はそういうことですけども、なかなか進捗しないというのが、今までの通例ですが、その辺もう一回お考えをお聞きしたい。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

すみませんでした。賃金のことだけ申し上げまして、その地域に調査員のいわゆる調査内容が下りてきてないということですが、ある意味私どももこの野生日本猿被害対策調査賃金の、ある意味限界は実は感じております。一番理想な形は地域の皆様が発信機を持っていただいて、地域で追いついていくという、それをサポートする役目がこのサルトコネットの役目やと思っておりますが、そこら辺の部分がまだ上手くいってないのは事実でございます。

一番上手くいっているのは、さきほど申し上げました滝広地区におきましては、このような方々と共同しながらやっておるということで、集落間の対応がまだまだ不十分な点と、サルトコネット自身の人出不足というところもございまして、ここはさきほど申し上げましたように、十分協議会の中で協議させていただきたいと思っております。

それから鹿肉の利用につきましても、この協議会のほうに猟友会の会長様も参画していただいておりますので、そのようなご意見も今後出てくると思っております。利活用だけではなくて、処理の方法という声も私も聞いておりますので、これをどうしていくかということが、かなり大きな問題でございますが、これもあわせて利用と処理の方法について、今後この協議会で十分検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

大西議員。

10番（大西 慶治君）

まず 19 ページの農林水産業費の山村振興推進費、原材料費の中で苗代として、51 万 3,000 円を見

込まれております。これにつきまして何の苗なのか、例えばヒノキとかスギとかシャクナゲとかサクラとか、またそういうものをどこに植栽するのか、また地域からの要望があるのかということをお聞きしたい。もし地域がわかりましたら、それもお知らせをいただきたいと思います。

その下のテント等備品購入費ということでありますけれども、223万円みておりますけれども、テント祭りなんかによく使われておるテントだと思っておりますけれども、それとテント等っていう部分について、テントどのぐらい、またその等という部分について机かと椅子とかいう部分が入るのかわかりませんけれども、それについてどのぐらいの購入なのかを、お知らせをいただきたいと思います。

それから、25ページと26ページのアスベストの追加調査業務委託料の3万円が出ております。これにつきましてはちょっと議運の中でチラッとお話を伺ったわけでございますけれども、今年のちょうどこの1年前の6月議会で、各中学校とかBGとかのアスベストは大丈夫なんかということ、私一般質問させていただきました。そのときには万全であると、何の問題もないという答弁をいただきました。その中でまたこうして追加の委託料が出ておるわけなんですけれども、それにつきましてちょっと昨日帰ってからいろいろと調べたんですけれども、今まではそのJIS法でアスベスト3種類の分析で良かったものが、6種類になったのでということで、その中でトレモナイトというのが本来日本では検出されてはならんものであるというふうなことが、ネットで出ておりました。

そういう観点からお伺いするわけなんですけれども、これが学校のほうで3万円、それからBGのほうで3万円ということになっておりますけれども、この調査委託というのはどっかの業者が現場に来て調査をするのに3万円かかるのか、または何かサンプルとかそういう個々調べてほしいというものを、その会社とか公的機関に送って調査をしてもらうのか、それからもしBGにおいて3万円となっておりますから、この学校関係で1件3万円ということは、学校が複数あるわけなんですけれども、それがどこか1箇所心配なところがあって見てもらうのか、この3万円ではほかの学校も対応するというのか、そういうことについてお伺いしたい。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

大西議員のご質問にお答えさせていただきます。5款の3項山村振興費のまず16原材料費の苗代でございますが、さきほど企画課長申し上げましたコミュニティによりまして、ほぼ100%という形で、これは本シャクナゲですね。国産のシャクナゲを410本予定しております。大体価格で今のところ1,250円を予定しております。それが51万3,000円でございます。

それで、このシャクナゲにつきましては19年度当初に要望を取らせていただきまして、当時約1,000本ぐらいの要望がございました。19年度で約200本を配布させていただきました、残りが570本約です。またこのたくさんご要望が残ってますんで、改めて20年度に要望は取っておりませんが、追加要望がございまして2箇所から追加要望がございました。それを合計、今のところ約680本のご要望がございます。そのうち410本を今回配布させていただくということになります。全部で24地区からご要望いただいております、多いところは上三瀬が60本、川合が60本、滝広が54本、それから大杉が59本でございますが、これ全体的にいけますと、8割ぐらいしか配布できないということで、そこら辺は全体でいわゆる精査させていただいて配布させていただくという形になると思います。

それから、その次の備品購入費につきましても、さきほど企画課長が申し上げたコミュニティ事業でさせていただく事業でございます。これにつきましてはテントをですね、10基ですか、10基考えてます。これは町の大きな祭りであったり、各地区の祭りに使っていただくということで、町で保管させていただきますが、今まで多少壊してきました、はっきり言います。風であったりいろんなものでどうしても壊れたものがございますので、そこら辺の不足分を10基と、あと椅子ですが、外の椅子が非常にまだ足りませんので120脚考えております。それから椅子を乗せる収容用の台が3台です。

それとプラスですね、ふるさと案内人の方々と去年からご相談させていただきまして、観光協会と一緒にイベント委託事業でさせていただいておりますが、そこにですね、手がフリーでできるような拡声器があったらええなというふうなご要望をいただいておりますので、今のところ10機予定しております。多少変更あるかわかりませんが、そのような積み上げが223万円となっております。以上です。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

教育委員会でございます。大西議員さんのアスベストの追加調査委託料の関係で、お答えいたします。

アスベストにつきましては、平成 17 年度に学校施設、または社会教育施設、11 施設なんですけども設計図、または現地目視ということを実施いたしまして、調査をいたしました。その結果、日進小学校の理科準備室の天井、それと海洋センターの機械室がちょっとアスベストのあれがあるということで、そのときに分析調査を行いました。そのときの建設材に使用された石綿のつづりというのは、ハモサイトほか 2 種類というようなことで、分析調査をしていただきました。結果、2 件ともアスベストの残有は認められなかったということでございます。

それで、この 4 月ですけども、県からの指示がありまして、最近その吹き付け剤からまた新たな石綿の種類トレモナイトほか 2 種類と、そういうのが検出されておるので、追加調査として実施しなさいということで、今回の調査を行うわけなんです。その以前に検査をしていただいた会社なんですけども、株式会社コスモ環境衛生コンサルタント、名古屋らしいんですけども、そこに一応サンプリングが取っておいてございますので、その 3 種類の石綿について調査をするための費用でございます。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午前 10 時 36 分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 10 時 37 分）

議長（中西 康雄君）

大西議員。

10 番（大西 慶治君）

テント及び椅子であるとか、そういうものについては了解をいたします。

アスベストについては、サンプルがあるのでそれでということでございます。多分出ないと思うんですけども、子どもたちが生活する場所でありますので、安心安全ということは念には念を入れてということが大事であろうかと、このように思いますので、そのところはひとつ教育委員会としても子どもたちの安心・安全のためにやっていただきたいと、そういうふうに思います。

それで、最初に J I S 法ではクリソタイル、ハモサイト、クロシドライトですか、これの多分検査をしていただいたと思うんですけども、その後、あと 3 つトレモライト、アンフソライト、アクチノライトですか、というようなものが検出されておるといふようなことが、報道も一部されたことがあるように思います。そういうふうなことで安心・安全のためにひとつしっかりとした調査結果を望みますし、もし結果来たらまた報告をしていただきたいと、そのように思います。以上です。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

分析調査の結果、確かに子どもたちの安全・安心ということで、結果を見ながら対応していきたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

7ページです。7ページと歳出の14ページに関連してということで、まず1点目お伺いをいたします。

学童保育のことについて何うわけなんですけれども、今回どんぐりっこのほうが県単事業から国庫補助事業に乗り換えてということで、予算措置がされております。その中で学童保育の備品、整備購入費ということで14ページに空調設備を整えるということで、エアコンを買われるということでございますが、国庫補助事業に伴って今回備品購入ができるということになると思うんですが、これはこの備品というのはどういったものに、今回は備品というふうになってますが、事業はどういう中身のものが対象となるのか、ほかに改修には使えないのか、内容についてまずお伺いをいたします。また県単においては、こういった制度はないのかという点についてもお伺いをいたします。

24ページです。24ページの教育費ということで、樹木剪定作業委託料ということで予算が計上されているわけなんですけれども、私も子どもが小学校のときからずっと役員もずっとしておりまして、今も各小学校や中学校は予算要望をそれぞれの学校から出されてきて、また町P連ということでも申し入れ等もしていると思うんですけれども、ずっと長い間その学校の剪定作業というのはPTAが出まして、高い枝を伐ったりとかいうことで大変苦勞をしてきまして、剪定はしてもそのあと捨てる場所がないということで、これは旧大台町のときからずっと長年のPTAからの要望だったんですが、今回初めて教育費で予算をみるということで、大変PTAの方も喜んでいらっしゃると思うんですけれども、この剪定作業の内容について何うものでございます。まずは以上です。

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

福祉課長（鈴木 恒君）

福祉課鈴木です。国の放課後クラブの活動につきましての事業の内容でございますけども、当事業につきましては、国のほうについては放課後児童クラブ活動事業という部分の中での放課後児童クラブ活動事業補助金と、それから放課後子ども環境整備事業という形、メニューとしては3つ4つあるわけなんですけど、当事業の環境整備備品につきましては、そのうちの放課後子ども環境整備事業というメニューの中の放課後児童クラブ環境改善事業というメニューでございます。これにつきましては放課後の子どもに対して新たに実施する施設の設置に必要な既存施設の改造を伴わない施設の整備ということでございますので、備品購入が主に対象となって、それ以外の施設の改修とかそういう部分は対象にならないという事業でございます。

ちょっと県のほうにつきましては、事業のガイドラインの部分にはそれ明記してございませんので、後ほど調べてちょっと報告はさせていただきたいなというふうに思うんですが、現在の県のペンギンクラブの対象につきましては、主に委託料として消耗品なり人件費なり、報酬というような形で委託料の委託契約の中身を持っております。設備につきましては若干ちょっと熟知をしておりますので、その件につきましてはまた以後説明をさせていただきたいと思っておりますけども、国の今度の新しい事業につきましては備品購入については、今述べましたとおりでございます。以上です。

議長（中西 康雄君）

教育課長。

教育課長（上野 拓治君）

堀江議員さんの樹木の剪定作業委託料54万4,000円の関係なんですけども、今回日進小学校、川添小学校、三瀬谷小学校、計41本の木があるんですけども、確かに以前から学校、またはPTAのほう

から樹木の剪定ということで要望がございました。それを何とかPTAのほうで無理を願って処理をしてきたわけなんですけども、最近は特に処理した木、枝が処分がなかなかできないということもあり、また最近かなりこう木も大きくなっております。教育委員会としまして現地を見させてもらって、かなり枝がその電線とか施設にもちょっとこう支障があるような感じも見受けられましたので、それではPTAの奉仕作業では危険であるというようなことで、できればその高所作業車ですか、それによってちょっと剪定をしていただきたいということで、計上をさせていただきました。以上です。

議長（中西 康雄君）

質疑の途中ですが休憩します。

再開は10時55分といたします。再開直後に今答弁の保留した分を答弁を求めます。

（午前 10時 46分）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午前 10時 55分）

議長（中西 康雄君）

答弁保留の部分についての答弁を求めます。

福祉課長。

福祉課長（鈴木 恒君）

福祉課長です。大変ちょっと緊張しておりまして、もう一度おおよそのラインを説明させていただ

きます。

国の対事業というのは、放課後児童対策事業の中に、今言いましたように2つのメニューがございまして、規模としては年間平均児童数が22から35人と、それから開設日数については年間基本的には250日以上というようなことで、それが健全育成事業で、今回のその子ども環境整備事業につきましては、今言いましたように施設で環境整備を行う事業であって、メニューの中に既存施設の改修を行わない整備というようなことで、今申し上げたように備品購入等のみがあるんだということで、ただし、これは施設一回限りであるということですので、新設時に今回この環境整備事業の部分の補助金を利用いたしまして、14ページに出ております60万円のほうに充てたいと、こういうふうに考えております。

それから、さきほどの県の部分につきましては、それ以下が県の県単事業という形ですので、県も同じようなまるっきりイコールではありませんのですが、同じような制度として解釈していただいて結構かというふうに思います。日進ペンギンクラブにつきましては、初年度について備品を購入をちょっと年度が明確ではありませんが、購入して今現在活動中であります。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかに、堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

学童保育については児童福祉法で位置づけられた事業であるわけなんですけれども、平成7年の10月19日にですね、ガイドラインが公表され、発表をされました。これは厚生労働省のほうからガイドラインが発表されたわけなんですけれども、そのガイドラインの中でですね、職員の配置についてというところがあるんですが、そのガイドラインには指導員を配置するというふうにだけしか書かれてはおりません。明確なこの基準というのがないわけで、常勤でいいのか、非常勤でいいのかとか、複数配置しなくてはいけないのかとか、一番その学童保育のその人数の規模で何人指導員を配置しなさいというようなものは、一番そういったものが肝心なものが書かれてない。

そういった具体的なものが示されていないというのが問題だと思うんですが、今回その国の補助制

度に伴って人数が増えたということで、27人になるんですか、現状はですね増員になったわけで、指導員さんの状況はどのようになっているのか、もう子どもたちをただ見守っていればいいという仕事ではありません。一人ひとりをきちんと健康管理から、それと地域のその保護者とのつながりとか大変指導員さんの役割は多いんですけれども、どんぐりっこの指導員の条件についてお伺いをいたします。

また、そのガイドラインの中には、この施設設備についてですね、これまで国の実施要綱には児童1人当たりの面積というのは、書かれてはおりませんでしたけれども、今回のガイドラインでは児童1人当たり、おおむね1.65以上ということで、具体的な数字も盛り込まれたわけですが、どんぐりっこの状況はどうなのかということについてお伺いをいたします。また開所日、それから閉所の時間についてということで、ガイドラインでは土曜日、長期休業、学校休業日などは保護者の勤務状況等を踏まえて8時間以上開所することと、こういうふうになっておるんですが、どんぐりっこの状況についてお伺いをいたします。

また、新1年生においては、保育園との連体というのを考慮して、4月1日から受け入れられるようにとそのようにも書かれておりますので、この点についても説明を求めます。

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

福祉課長（鈴木 恒君）

堀江議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、ちょっと順番がいろいろなことになるかもわかりませんが、大変申し訳ありませんが、現状としてはどんぐりっこのほうの部分については、職員の配置につきましては現在指導員として6名の方が、資格につきましては記載をされておりますのは、児童福祉施設の最低基準の第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいという格好になっておりますが、望ましいという形で私と今このどんぐりっこの部分のお世話をおかけしている方につきましては、現時点では有資格者ではありません。

そういうことで、今後はそういう部分については検討をしていく必要があるかなというふうにも思いますが、今の部分については望ましいという表現の中からは、現在の体制で良いというふうに認識しておりますが、今後についてはそういう部分については望ましいだろうというふうに思います。

それから開設規定につきましては、私は常時2名以上というふうな形で解釈しておりますが、これはちょっと再確認をさせてください。

それと施設の整備の1.65という面積については、現在学童保育どんぐりっこのお借りしている占有面積については131を占有させていただいております。1人当たり直しますと4.85かと思しますので、この基準はクリアをしていると思えますし、その4月1日の受け入れに体制については体制は整っております。

それから時間につきましては、一応基本的には開設日は月曜日から金曜日ということで祝日は除くわけなんです、ほかに水曜日におきましては1時から5時半という4時間半という、平日は3時間半という3時間をクリアするというようなことで、3時半という時間を開設しておりますし、休日等につきましては、原則8時半から5時半の9時間をもって開設をしておりますので、おっしゃられる部分についてはクリアしているというふうに思っております。

以上かと思しますので、ひとつよろしく申し上げます。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

直江議員。

6番（直江 修市君）

17ページ、負補交で大台町獣害対策協議会負担金計上されております。協議会等々につきまして、12～3項目ありますのでお願いします。

最初にですね、その獣害対策協議会設置の根拠、いわゆる特措法に上がってきておるんか、被害防止計画の中にですね、そういう協議会設けるというふうなことを規定するというようなことになって

おるんか、まず伺います。

で、獣害対策につきましては、すべて協議会で所掌していくというさきほどの他の議員に対する答弁にありました。これは今後被害防止計画の策定に伴いまして、それなりの事業と経費の伴うことになってくると思いますけれども、この協議会で所掌する事業に伴う経費の上限というのは、もう全然設けられておらないのか、どんだけの予算執行でもですね、協議会でやっていけるんかということですね。その点伺います。

それと、被害防止計画を策定することによりまして、あとでお聞きしますような事柄、例えば国の財政支援を受けるというようなことになりますので、この計画の策定というのは急がれると思うんですけども、策定の目途ですね、そういいったものにつきまして伺います。で、防止計画の策定につきましては、これは対策協議会で作成していくということなのですか、伺います。

補正予算内容にかかわっての質問ですけれども、ハード事業としてさきほど説明にございましたように、本田木屋地内 2,000m の防護柵を設置すると、総事業費は 120 万円で町負担は 30 万円で、地元負担金、いわゆる受益者負担 2 割、20 万円ということで、国・県補助が 66 万円、パーセントテージにしますと 50% が国で、5% が県と、私その県の 5% というのは非常に少な過ぎると思うんですね。もっとやはり県として三重県においてのこの獣害対策というのは、もう必要なことなんですから、予算的にももっと県は持つべきだというふうに思うんです。そういう形で受益者負担を、つまりは地元負担を減らしていくというようなね、ことが必要ないかというふうに思うんで、この点につきましてお聞きをします。

それから、さきほどの説明で国から協議会に 200 万円の定額補助があるということでありまして。これはもう毎年どれだけの事業になっても国の補助は 200 万円ということなんですか、そのあとハード事業で出てきてますけれども、この 200 万円というのは経常経費的なことに要する経費についての補助なんですか、その点を伺います。

協議会規約について次に伺います。協議会規約は 4 月の 1 日に制定されておるということでありまして。で、ここに上がってきてます補正事業等々につきましては、これ協議会でもう十分論議、協議されたうえで計上されておるんか、まず伺います。

それから第 5 条、この規約はですね、31 条からなるかなりボリュームのある規約なんですね。協議会いろいろありますけれども、これだけ詳細緻密に規定が設けられておる協議会規約というのは、私も初めて見せてもうたんですけども、それだけ協議会というのは国のお金も受けて、町のお金も受けて受益者の負担も受けて、事業展開していくというさきほど担当課長も言われましたけども、大変重要な責任を負った協議会ということで、それなりの厳格な規定が設けられているように見て思ったん

ですけれども、そういうことで31条からなっております。

それでまずですね、第11条に役員解任という規定がありますね。協議会でこういう役員解任について規定を設けておるといふ協議会規約も私はあまり他に例を見ないのではないかと思うんです。ここで11条の2項で職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない施行があったときは役員を解任するという規定なんですね。これは義務違反、あるいは役員にたるふさわしくない非行、これはプライベートにおいてもこういう非行があった場合は解任対象になるというようなことなのか、非常にそのプライバシーにもかかわってくるその重要規定のように思うんですけれども、この点についての説明を求めます。なぜ、このような厳しい規定を設ける必要があるのか伺います。

それから、第12条に役員報酬ということで、役員は無報酬とするということなんですね。さきほどメンバーの紹介がございましたように、行政畑の方も見えますけれども、一般の林業関係者や猟友会の代表やら、町代表やらの農業委員会代表やらということで、一般の方も4名ないし5名見えるわけなんですけれども、こういう方々大変厳しい規約上ですね、職務を遂行していかんなんということであるのにですね、役員報酬は無償というのは私はちょっと理解しにくいので、説明を受けたいと思います。

さらに、当然のごとくに費用弁償についてもですね、その支払いするような規定ないんですね。つまり費用弁償というのは旅費相当なんですけれども、これ旅費も支給しないのかということがですね、問われてくると思うんです。そここのところの説明を受けます。

これで6項目目ぐらいかな。次にですね、協議会メンバーの中に、この県の職員が3人入っておりますね。さきほど申しましたように、事業に対して県は5%しか経費負担せんのにですね、役員3人も送り込んできておる。金は出さずに口を出すというようなね、こういうようなことはいかがかと思うんです。もっとやはり県としても金出すべきやと、それで責任持ってやはり対処するために、こういう職員を送り込んでくるという形をとるべきやないかと思っておりますので、伺います。

それからですね、法第8条、これは特措法の8条なんですけれども、町として被害防止計画を策定して、その計画に基づいて事業を展開していくうえにおいては、財政上の措置があると、つまり特別交付税を交付しますよということなんですけれども、今回のこの協議会で行っていく事業に対しても、特交の対象になる項目があるのかですね、伺いたいと思います。

ただし、その被害防止計画が策定まだされておられませんから、策定されていないままでこういう事業をやった場合は駄目ということなんかですね、伺いたいというふうに思います。以上。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

直江議員のご質問にお答えさせていただきます。全部で13ぐらいあったと思うんですが、もしかする抜けるかもわかりません。そこら辺はまた言っていただきたいと思います。

まず、この協議会の設置根拠はすみません、設置根拠というところで、実はさきほども申し上げましたが、特措法の中に協議会をつくるということが明記されておりますし、協議会の中で被害計画をつくっていくという話でございますが、実はこの計画がないとですね、この特措法というふうな補助金も受けられないということで、今回は私どものほうで被害計画はこんなふうにさせていただきたいということで、第1回目の会議を持たせていただいております。

これはあくまでも素案という考え方でございまして、この中でいろいろ今後本格的な議論になってくると思います。一応タイムリ - の中でこの事業を導入したということで、そこら辺そのような形になっていくことを、まずご報告させていただきます。

協議会のいわゆるそのこれから県・町を通らずに、協議会のほうで事業を行っていくという形になるという説明も先般ご説明させていただきましたが、上限はございません。今後ソフト事業できまれば、さきほど申し上げましたように200万円という上限でございまして、町におきましてもその実際今回この農業振興費の中の獣害対策だけでも1,000万円を超えるソフト事業やっておりますので、その一部を持っていただだけでございます。そこら辺の精査はまだされておられませんので、ここら辺はしっかりしていきたいと思っておりますし、国におきましてもソフト事業のいわゆる100%補助の増額は求めていきたいと思っております。

ハード事業につきましては上限はございません。今回ソフト事業を認めていただくために、ハード事業も一緒にしたほうが良いということで、県のほうのご指導をいただきました中で、本田木屋区のほうとちょっと調整させていただいたところを出てきた内容でございまして、今回本田木屋だけでございます。

防止計画の作成により、さきほど申し上げましたように、一応策定は形としてさせていただきましたが、町のほうでほとんどつらせていただいて、これを第1回目の協議会でご審議いただく、当然

その中で予算のほうもご審議いただいて、お認めいただいたという形をとっております。

それを受けないとこの事業も受けられなかったというふうなことで、4月に1日付けでさせていただきました。4月の中でバタバタしながらですね、すべて進めさせていただきました。

それから防護柵等のいわゆる受益者負担の件でございまして、確かに県のほうが非常に県下全体として非常に獣害対策が叫ばれておる中、5%しか出さないという考え方は私もなんぞやと思っております。これ今いろいろ事業、山村振興事業等におきましてももともと10以上あったのが今5になってきておりました、まだこれを2にしようとか、3にしようとかいうふうな見直しをされておるようでございますが、これ重点施策ということで県も考えておりますので、ここら辺は担当課といたしましても、県のほうにしっかりこう上げていきたいと思っております。

そのことによりまして、受益者のほうもですね、確かに町が25%で受益者側の皆様20%というふうな今、状況でございます。もともとこれは旧宮川のときに町単で始めた事業でございまして、そこら辺まだ流れがございまして、ここら辺を整理するのがちょっと難しいような気もしますが、どこかで一度ここら辺の見直し検討もさせていただきたいなと思っております。

それからソフト事業、さきほど申しましたように、今のところ200万円という上限でございまして、私どもの中では当初予算を充てておりますが、当然ソフトが100万円なら100万円になります。200万円は上限でございます。あとは一般財源の持ち出しという形になりますので、さきほど申し上げましたように、ソフト事業分を何とか200万円だけではなく、もっと上げていただきたいという要望は東海農政局になると思いますが、要望させていただきたいと思っております。

それからそれに絡みまして、いわゆる協議会の規約の件でございまして、これもですねバタバタでさせていただいた中で、31条そのまま国の事業、国のほうのお示しいただいたものを使っております。

報酬につきましては当初そこまで実は考えてなかったというのが、実はそういうところでございまして、当然この特措法の事業の中でです、報酬を払っても別に何も問題はございませんので、そこら辺の経常経費的なものは、今後検討させていただきたいと思っております。さきほど直江議員もいただいたように、非常に重要な任務をこの協議会の皆様が背負っていただきますので、そこら辺はご検討させていただきたいと思っております。

11条の解任の部分でございまして、これは今回私ども導入させていただいておりませんが、ここは国の考え方としては、協議会をつくるとともにですね、捕獲隊というのを考えておりました。捕獲隊というのは非常勤公務員というふうな位置づけでさせてもらう、こういうのも当然メンバーに入れていくというふうな、国の想定がございました。当初それも検討させていただきましたが、現状の猟友会等の調整もございまして入れておりません。最終的にはそういうふうなことも考えていかなければ

いけないと思っておりますが、そのようなことございまして、このような要綱が設けられておりますし、当然、プライベートで今いろんな銃器等の殺傷事故等もございまして、当然そういうのも国は視野に入れた内容だと理解しております。

それからさきほど申し上げましたように、役員報酬の12条絡みでございまして、さきほど申し上げましたように、無報酬はいかなものかということでございまして、再度こちらのほうでご検討させていただきたいと思っておりますし、費用弁償につきましても、報酬に変えて費用弁償を払わないというやり方になるかどうかわかりませんが、こちら辺も一度ご検討させていただきたいと思っております。

それから県の職員が3名ほど入っておると、私がええように理解しておるのは、金がないもんで人だけ出しておるのかなと、実は思っております。3名入れた1つの理由といたしましては、今回の事業が幅広い事業ですね、県の職員といたしながら出先機関の県職員が入っております。普及であったり技術センターであったりということで、そこら辺で獣害のいわゆる食肉利用であったりですね、もっと広い考え方の農地全体、林地も含めた考え方というのがございましたので、今回3人入れさせていただいておりますので、こちら辺はご了解いただきたいと思います。

それから特措法の8条で、交付税措置の話でございまして、私どもはどうも聞きますと、三重県でこの特措法を受けたのはどうも大台町だけでございまして、この計画を4つか5つの町がつくっております。ということで、補助金を私が理解させていただくのに、補助金を受けなくともこの計画をつくること、この協議会をつくることで特交の対象になるということで、私は県のほうに聞いておりますので、そのようなことになると思っておりますので、全体事業費の中で手当されるというふうに理解しております。以上です。

議長（中西 康雄君）

ほかに、直江議員。

6番（直江 修市君）

町の負担につきましては、特別交付税の対象になるということのようでありますから、なおさら私は地元負担金、受益者負担金の20%について、見直しを早急に図るべきだと思う。従前は町も25%持

っておるということからの数字だと思うんですね。それに対して交付税措置があるということですから、財源的に町の負担軽減になっていくんですから、その分、受益者負担を見直すということについて、再度伺いたいというふうに思います。

議長（中西 康雄君）

産業課長。

産業課長（寺添 幸男君）

言われるとおりでございますが、町の負担割合はかなりこのような国の事業等入れながら、町の負担は軽減させていただきましたが、直江議員申されるように地元負担は変わっていないという状況でございますので、さきほども少し申し上げましたが、どこかで線引きさせていただくということは検討させていただきます。これは私どもの判断だけじゃなくて、全町的な判断になると思います。ほかの負担金等もございますので、そこら辺でご検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 42 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 43 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 11 議案第 43 号「平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) 」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 43 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 (中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 44 号の質疑～採決

議長 (中西 康雄君)

日程第 12 議案第 44 号「平成 20 年度大台町生活排水

処理事業特別会計補正予算 (第 1 号) 」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「 な し 」 と呼ぶ声あり)

議長 (中西 康雄君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 44 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

議長(中西 康雄君)

ここで暫時休憩します。

(午前 11 時 27 分)

(追加議案書の配布)

議長(中西 康雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 28 分)

日程の追加について

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、森本泰典議員から発議第3号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

発議第3号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

追加日程第1 発議第3号「新たな過疎対策特別処置法の制定を求める意見書（案）について」を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）朗読

議長（中西 康雄君）

朗読が終わりました。

お諮りします。

提出者に趣旨説明をさせたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

よって、提出者に趣旨説明を求めます。

森本泰典君。

15 番（森本 泰典君）

発議第 3 号 新たな過疎対策特別措置法の制定を求める意見書（案）につきまして、趣旨説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和 45 年「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法と三度の時限立法の施行に基づき、過疎対策が推進されてきたところである。

しかしその一方、全国的な人口減少、高齢化の傾向に特に過疎地域において急速に進行しており、過疎地域の自立促進を図るうえで大きな問題となっている。さらに最近の市町村合併の進展により、新市町村の中に過疎区域が包含された市町村が増えるなど、過疎地域を取り巻く状況には大きな変化があり、新たな課題も生れている。

このような状況の中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成 22 年 3 月をもって失効することになる。

よって、本町議会は国において引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、今後の過疎地域の振興を図られるよう、新たな法律を制定するよう次のとおり強く要望するものであります。

記

1．現行指定地域の維持

これまでの過疎地域の公益的な機能を踏まえて、現行過疎市町を引き続き対象とすること。

2．財政的支援の充実・強化

過疎地域における地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎地域における国の負担等の割合について、特別措置の対象を拡大すること。

3．過疎債の拡充

道路の維持・補修事業、公共施設等の解体撤去や防災対策施設整備事業、鳥獣被害防止、施設整備事業などを新たに過疎債の対象事業に追加するとともに、診療施設に係わる施設規模等の対象要件など、過疎債の適用要件を緩和すること。

また、過疎債の基幹事業に対して、一定割合のソフト事業が実施できるようにすること。

4．集落の再生

維持存続が脅かされている集落対策として、新たな地域組織への再編成、都市住民との連携など集落機能を維持しようとする取組に対して支援措置を講ずること。

5．防災（地震）対策

近い将来、発生が懸念されている東海地震等の対策として、避難施設等の整備あるいは、耐震化等の取組に対して支援を拡大すること。

以上のとおり、要望するものでありますので、各議員におかれましては、趣旨をご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

前川議員。

7番（前川 怜君）

意見書賛成なんですけども、この一部ですね、現行指定地域の維持の中です、市町だけしか書いてない、村は要らないんですか。ということは、さきほど過疎地域自立促進市町村計画というので、村がずっと今でも生きておると思うんですけども、この辺はどうなんですか、私よくわからないんですけども、それを付け加えるべきかどうか、このままでええのか、ひとつご検討していただければ有り難いと思います。

議長（中西 康雄君）

森本議員。

15 番（森本 泰典君）

これは私の考えですけど、三重県には村がないということで、三重県から発する発議書やで、ええ
と思いますけど、はい。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 3 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第 3 号は、原案のとおり可決されました。

議長（中西 康雄君）

ここで暫時休憩します。

（午前 11 時 38 分）

（追加議案書の配布）

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 40 分）

日程の追加について

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、廣田幸照議員から発議第 4 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号を日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに議題とすることに決定しました。

発議第4号の上程～採決

議長（中西 康雄君）

追加日程第2 発議第4号「国による公的森林整備
の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）」について」を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）朗読

議長（中西 康雄君）

朗読が終わりました。

お諮りします。

提出者に趣旨説明をさせたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

よって、提出者に趣旨説明を求めます。

廣田幸照議員。

14番（廣田 幸照君）

発議第4号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）に対する、趣旨説明を申し上げます。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、森林の果たす役割が大きいこと、環境資源としての森林に対し、強い期待が寄せられています。大台町の93%は山林であり、民有林は2万7,998ha、

国有林は5,802haであります。

民有林の杉、桧等による人工林率は59%、1万6,519haありますが、施業の進んでいる山林はわずか14.5%の2,400haに過ぎません。長引く木材価格の低迷は森林所有者の経営意欲を失わせ、若者が山林作業に従事する対価を保障できないのが現状であります。

自然と人々が幸せに暮らす町をメインテーマに掲げる、総合計画を持つこの大台町が、大切にしなければならぬ宝ものは豊かな水であり、清浄な空気であり、それらを育む森林の整備こそが最も重要な施策であります。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の経営意欲を生み出すような施策が必要です。また民間による整備が困難な森林の整備には、公的機関の役割の強化、さらには山村の再生に向けた積極的な取り組みにより、森林林業の担い手を育むことが重要と考えます。

このような観点から、今後の林政の展開にあたって、CO₂の森林吸収源対策の推進、水源林などの公的森林の整備、土砂災害などの防止など、森林の持つ公益的機能を重視すべきです。

そのためには国有林も含め、地域林業、木材産業の振興により、山村の活性化を図ることが必要です。森林を守り山村を活性化する施策の着実な推進には、環境税など安定的な財前を確保するなど国民、中でも都市住民の理解と協力が必要になっております。

このような趣旨から本意見書をもって、読み上げられました1から4の事項の実現を強く要望するものであります。

各議員におかれましては、ご理解を賜り賛同いただきますよう発議するものであります。

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 4 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 4 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第 4 号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長（中西 康雄君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 20 年第 2 回大台町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さんでございました。

（午前 11 時 48 分）